

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和7年11月28日（金）午前9時30分～午前9時50分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 14名

農業委員8名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	淺野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	欠
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第39号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第40号 農用地利用集積等促進計画（No.10）（案）の決定に対する意見について（所有権の移転に関するもの）
- (3) 議案第41号 農用地利用集積等促進計画（No.11）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第42号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第9回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、<u>神田</u>委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、<u>5番 藤原委員</u>と、<u>6番 松田委員</u>を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>39</u>号から議案第<u>42</u>号の<u>4</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>39</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u>件議題とします。事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; color: red;"> <p>以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>42</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
矢掛地区推進委員	現地確認をしました。譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>42</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>42</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>43</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2番委員	こちらは、割田となっている、もう片方の田の所有者が譲り受けたものです。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>43</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議長	異議がありませんので、事案番号 <u>43</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	<p>議案第 <u>40</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（N o. 10）（案）の決定に対する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。</p> <p>（午前 9時 36分 岸野委員 退席）</p> <p>事務局から説明します。</p>
	<p>議案第40号は、岡山県農地中間管理機構を通して農地の所有権移転を行う案件です。この農地中間管理機構の特例事業を活用した場合、契約書の作成や登記を機構が行い、税制上の優遇措置を受けることができます。農地所有者と耕作者から提出のあった計画内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会の意見を提出することとなっています。</p>
事務局	（計画の内容について説明）
議長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>40</u> 号について、意見等をお願いします。
各委員	（異議なし）
議長	<p>異議がありませんので、議案第 <u>40</u> 号について、「異議なし」と決定します。</p> <p>（午前 9時 40分 岸野委員 復席）</p>
議長	<p>議案第 <u>41</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（N o. 11）（案）の決定に対する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。</p> <p>（午前 9時 41分 岸野委員 退席）</p> <p>事務局から説明します。</p>
事務局	<p>議案第41号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。</p>
	（計画の内容について説明）

議長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>41</u> 号について、意見等をお願いします。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第 <u>41</u> 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9時 42分 各委員 復席)
議長	議案第 <u>42</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。
事務局	<p>議案第42号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p>
	(計画の内容について説明)
議長	議案第 <u>42</u> 号につきまして、意見等をお願いします。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第 <u>42</u> 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。
議長	次に <b>4. 各種報告</b> について確認します。
議長	(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番～8番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号9番について、確認しました。問題ありません。
中川地区	事案番号10番～13番について、確認しました。問題ありません。

推進委員	
会長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p> <p>引き続き、協議会を開催します。</p>